

# 新たに低所得となった世帯への支援を実施します

新たに住民税非課税となる世帯又は住民税均等割のみ課税となる世帯に対し、臨時特別給付金として1世帯当たり10万円を支給します。

また、臨時特別給付金の対象者のうち、18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の子どもがいる世帯に対しては、子ども1人につき5万円を加算します。

※既に令和5年度の住民税非課税世帯給付金及び均等割のみ課税世帯給付金の支給対象世帯と同一の世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は今回の支給対象にはなりません。

## 対象者

### (1)住民税均等割非課税世帯(基準日:令和6年6月3日)

- ・世帯全員が、令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯  
(住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって住民税が課税されていない者を含む世帯を除きます。)

### (2)住民税均等割のみ課税世帯(基準日:令和6年6月3日)

- ・世帯全員が、令和6年度分の住民税均等割のみ課税である世帯
- ・世帯全員が、令和6年度分の住民税非課税と均等割のみ課税である世帯  
(住民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって住民税が課税されていない者を含む世帯を除きます。)

| 世帯状況                     | (1)住民税非課税世帯給付金 | (2)住民税均等割のみ課税世帯給付金 |
|--------------------------|----------------|--------------------|
| 世帯全員が住民税非課税の方            | ○              | —                  |
| 世帯が住民税非課税の方と、均等割のみ課税の方のみ | —              | ○                  |
| 世帯全員が均等割のみ課税の方           | —              | ○                  |

## 支給額

- ・1世帯あたり10万円
  - ・18歳以下の子ども1人あたり5万円
- ※子ども1人あたり5万円給付については、住民税非課税世帯等給付金(10万円給付金)と同日に加算給付する予定です。

## 支給方法

原則、申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座へ振り込みにより行います。

## 申請方法

6月上旬から順次、世帯主の方に送付を予定している「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給要件確認書」に必要事項を記載いただき、期日までにご返信ください。

※子ども1人あたり5万円給付については、住民税非課税世帯等給付金(10万円給付金)の確認書をもって加算給付します。

## 申請期限

令和6年8月31日まで

## その他

給付金を装った詐欺にご注意ください。

町が受け取り手続のため、ATM操作を指示することや、手数料の振り込みを求めることはありません。

問合せ 福祉課福祉グループ ☎28・0912